

付表3. EU RoHS指令の適用除外用途

適用除外項目		適用範囲／期限	記載
1	電球形（コンパクト形）蛍光ランプ中の、以下を超えない水銀（1バーナーにつき）		5.1版
1(a)	30W未満の一般照明用途：5m g	-2011年12月31日まで。 2011年12月31日以降2012年12月31日までは1バーナーにつき3.5mg、2012年12月31日以降1バーナーにつき2.5mg	5.40版
1(b)	30W以上50W未満の一般照明用途：5m g	-2011年12月31日まで。 2011年12月31日以降1バーナーにつき3.5m g	5.1版
1(c)	50W以上150W未満の一般照明用途：5m g		5.1版
1(d)	150W以上の一般照明用途：15m g		5.1版
1(e)	円形または四角形の構造形状を持つ一般照明用途で、管径が17mm以下のもの	-2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日以降1バーナーにつき7m g	5.1版
1(f)	特殊用途：5mg		5.1版
1(g)	一般照明用途で寿命が20000時間以上の30W未満：3.5mg	2017年12月31日まで	5.40版
2(a)	一般照明用途の直管型蛍光ランプ中の、以下を超えない水銀（1ランプにつき）		5.1版
2(a)(1)	通常寿命の3波長域帯蛍光ランプで、管径が9 mm未満のもの（例：T2）：5mg	-2011年12月31日まで。 2011年12月31日以降1ランプにつき4m g	5.1版
2(a)(2)	通常寿命の3波長域帯蛍光ランプで、管径が9mm以上、17mm以下のもの（例：T5）：5m g	-2011年12月31日まで。 2011年12月31日以降1ランプにつき3m g	5.1版
2(a)(3)	通常寿命の3波長域帯蛍光ランプで、管径が17mmを超え、28mm以下のもの（例：T8）：5m g	-2011年12月31日まで。 2011年12月31日以降1ランプにつき3.5m g	5.1版
2(a)(4)	通常寿命の3波長域帯蛍光ランプで、管径が28mmを超えるもの（例：T12）：5m g	-2012年12月31日まで。 2012年12月31日以降1ランプにつき3.5m g	5.40版
2(a)(5)	長寿命（25,000時間以上）の3波長域帯蛍光ランプ：8m g	-2011年12月31日まで。 2011年12月31日以降1ランプにつき5m g	5.40版
2(b)	その他の蛍光ランプ中の、以下を超えない水銀（1ランプにつき）		5.1版
2(b)(1)	直管型ハロゲン酸塩ランプで、管径が28mmを超えるもの（例：T10およびT12）：10m g	-2012年4月13日まで	5.1版
2(b)(2)	非直管型ハロゲン酸塩ランプ（すべての管径のもの）：15m g	2016年4月13日まで	5.1版
2(b)(3)	非直管型3波長域ランプで、管径が17mmを超えるもの（例：T9）	2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日以降1ランプにつき15mg	5.1版
2(b)(4)	その他一般照明用途で、特殊用途のランプ（例：誘導ランプ）	-2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日以降	5.1版
3	特殊用途の冷陰極蛍光ランプと外部電極蛍光ランプ（CCFLおよびEEFL）中の以下を超えない水銀（1ランプにつき）		5.1版
3(a)	短型（500mm以下）	-2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日以降	5.1版
3(b)	中型（500mmより長く1,500mm以下）	-2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日以降1ランプにつき5mg	5.1版
3(c)	長型（1,500mmより長い）	2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日以降1ランプにつき13mg	5.1版

付表3. EU RoHS指令の適用除外用途

適用除外項目		適用範囲/期限	記載
4(a)	その他低圧放電ランプ中の水銀 (1ランプにつき)	2011年12月31日までは使用 限なし。2011年12月31日以降 1ランプにつき15mg	5.1版
4(b)	改良された演色評価数R _a >60の、一般照明用途の高圧ナトリウム (蒸気) ランプ中の、以下を超えない水銀 (1バーナーにつき)		5.1版
4(b)-I	P ≤ 155 W	2011年12月31日までは使用 限なし。2011年12月31日以降 1バーナーにつき30mg	5.1版
4(b)-II	155 W < P ≤ 405 W	2011年12月31日までは使用 限なし。2011年12月31日以降 1バーナーにつき40mg	5.1版
4(b)-III	P > 405 W	2011年12月31日までは使用 限なし。2011年12月31日以降 1バーナーにつき40mg	5.1版
4(c)	一般照明用途のその他高圧ナトリウム (蒸気) ランプ中の、以下を超 えない水銀 (1バーナーにつき)		5.1版
4(c)-I	P ≤ 155 W	2011年12月31日までは使用 限なし。2011年12月31日以降 1バーナーにつき25mg	5.1版
4(c)-II	155 W < P ≤ 405 W	2011年12月31日までは使用 限なし。2011年12月31日以降 1バーナーにつき30mg	5.1版
4(c)-III	P > 405 W	2011年12月31日までは使用 限なし。2011年12月31日以降 1バーナーにつき40mg	5.1版
4(d)	高圧水銀 (蒸気) ランプ (HPMV) 中の水銀	2015年4月13日まで	5.40版
4(e)	メタルハライドランプ (MH) 中の水銀		5.1版
4(f)	本附属書で明記されていない特殊用途のその他放電ランプ中の水銀		5.1版
4(g)	装飾的または建築上で専門的な照明設備やライトアートワークのネ オンサイン用の手作業で製作される発光放電管中の水銀。水銀含有 量は、以下の通りに制限される：(a)20℃以下の温度で感光する屋 外または屋内アプリケーション用として電極対あたり20mg、 チューブ長1cmあたり0.3mg (ただし80mg以下のこと) (b)他の全ての の屋内アプリケーション用として電極対あたり15mg、チューブ長 1cmあたり0.24mg (ただし80mg以下のこと)		5.40版
5(a)	陰極線管のガラス中の鉛		5.1版
5(b)	重量比0.2%を超えない蛍光管ガラス中の鉛		5.1版
6(a)	機械加工用途の鋼鉄および亜鉛めっき鋼中の、合金化元素として重 量比0.35%まで含まれる鉛		5.1版
6(b)	アルミニウムに合金化元素として重量比0.4%まで含まれる鉛		5.1版
6(c)	合金化元素として鉛を重量比4%まで含む銅合金		5.1版
7(a)	高融点はんた中の鉛 (すなわち鉛を重量比85%以上含む鉛系合金)		5.1版
7(b)	サーバー、ストレージ、ストレージ・アレイ・システム、スイッチ/ シグナル/伝送用ネットワークインフラ機器、通信ネットワーク管理		5.1版
7(c)-I	キャパシタ中の誘電セラミックを除く、ガラスまたはセラミック中に 鉛を含有する電気電子部品 (例： piezoelectronic デバイス、ガ ラスまたはセラミックマトリックス複合材料中)		5.1版
7(c)-II	定格電圧AC 125Vまたは DC 250V以上用のキャパシタ中の誘電セラ ミック中の鉛		5.1版
7(c)-III	定格電圧AC 125Vまたは DC 250V未満用のキャパシタ中の誘電セラ ミック中の鉛	2013年1月1日まで。2013年1 月1日以降、2013年1月1日よ りに上市された電気電子機器 のスペアパーツには使用が認	5.40版
7(c)-IV	集積回路、ディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサ向け の、ジルコン酸チタン酸鉛 (PZT) をベースにした誘電セラミック 材料中の鉛	2016年7月21日まで EN 18.12.2012 Official Journal of the European Union L 348/17	5.1版

付表3. EU RoHS指令の適用除外用途

適用除外項目		適用範囲/期限	記載
8(a)	ワンショットペレット型のサーマルカットオフに含まれるカドミウムおよびその化合物	2012年1月1日まで。2012年1月1日以降、2012年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる	5.40版
8(b)	電気接点中のカドミウムおよびその化合物		5.1版
9	冷却剤中で重量比0.75%未満の、吸収式冷凍機のカーボンスチール冷却システムの防錆剤としての六価クロム		5.1版
9(b)	暖房/換気/空調/冷凍 (HVACR) 用途の冷媒含有コンプレッサの軸受胴と軸受け筒に含まれる鉛		5.1版
11(a)	Cプレス・コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用される鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる	5.1版
11(b)	Cプレス・コンプライアント・ピン・コネクタ・システム以外に使用される鉛	2013年1月1日まで。2013年1月1日以降、2013年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる	5.40版
12	熱伝導モジュールCリングのコーティング剤としての鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる	5.1版
13(a)	光学的応用に用いられる白ガラス中の鉛		
13(b)	フィルターガラスおよび反射率標準に用いられるガラス中のカドミウム及び鉛		5.1版
14	鉛含有率80~85%であるマイクロプロセッサのピンとパッケージ接続用2成分以上のはんだ中の鉛	-2011年1月1日まで。2011年1月1日以降、2011年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる	5.40版
15	集積回路フリップチップパッケージの内部半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続に用いられるはんだに含まれる鉛		5.1版
16	ケイ酸塩で管がコーティングされた直管型白熱ランプ中の鉛	-2013年9月1日まで	5.40版
17	プロフェッショナルな複写用途の高輝度放電 (H ID) ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛		5.1版
18(a)	SMS ((Sr,Ba) 2 MgSi 2 O 7 :Pb)などの蛍光体を含むジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化プロセスのための特殊ランプとして使用される放電ランプの、蛍光粉末中の活性剤としての鉛 (重量	2011年1月1日まで 期限切れ	5.1版
18(b)	BSP (BaSi 2 O 5 :Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして用いられる放電ランプの、蛍光粉末中の活性剤としての鉛 (重量比1%以		5.1版
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ (ESL) 中の、主アマルガムとしての特定組成物に含まれるPbBiSn-Hgと PbInSn-Hgの鉛と、補助アマルガムとしてのPbS n-Hgの鉛	-2011年6月1日まで 期限切れ	5.1版
20	液晶ディスプレイ (LCD) に使用される平面蛍光ランプの前部および後部回路基板の接合に用いられるガラス中の酸化鉛	-2011年6月1日まで 期限切れ	5.1版
21	ホウケイ酸ソーダ石灰ガラスのエナメル加工に用いられる印刷用インクに含まれるカドミウム		5.1版
23	ピッチが 0.65mm以下のコネクタ以外の、微細ピッチコンポーネントの仕上げに用いられる鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる	5.1版
24	機械加工通し穴つき円盤状および平面状アレイセラミック多層キャパシタに用いられるはんだ中の鉛		5.1版
25	構造要素、特にシールフリットおよびフリットリングに用いられる表面伝導型電子放出素子を用いたディスプレイ (S ED) に含まれる酸化		5.1版
26	ブラックライトブルーランプのガラスエンベロープ中の酸化鉛	2011年6月1日まで	5.1版
27	高出力 (125dB SPL以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定される) スピーカに使用されるトランスデューサ用のはんだとしての鉛合金	-2010年9月24日まで	5.1版
29	理事会指令69/493/EEC (*1)の附属書I (カテゴリー1、2、3、4) で定義されるクリスタルガラス中の鉛		5.1版

付表3. EU RoHS指令の適用除外用途

	適用除外項目	適用範囲／期限	記載
30	音圧レベル100dB (A)以上の高出力ラウドスピーカーに用いられるトランスデューサーのボイスコイルに直接接合される導電体の電氣的／機械的はんだ接合としてのカドミウム合金		5.1版
31	水銀非含有の薄型蛍光ランプ（例：液晶ディスプレイ、デザインもしくは工業用照明）に用いられるはんだ材料中の鉛		5.1版
32	アルゴン・クリプトンレーザー管のウィンドウアッセンブリを作るために用いられるシールフリット中の酸化鉛		5.1版
33	電力変圧器の直径100 μm以下の細径銅線のはんだ付けに用いられるはんだ中の鉛		5.1版
34	サーメットを主とするトリマー電位差計構成要素		5.1版
36	DCプラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1ディスプレイにつき30mg未満の水銀	2010年7月1日まで	5.40版
37	ほう酸亜鉛ガラス体基板上的高電圧ダイオードのめっき層中の鉛		5.1版
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに用いられる厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム		5.1版
39	個体状態照明あるいはディスプレイ・システムで使用するための色変換 II-VI LED中のカドミウム（発光面積の平方ミリメートルあたり 10 μg未満のカドミウム）	2014年7月1日まで	5.40版
40	業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトカップラ用フォトレジスタ中のカドミウム	2013年12月31日まで	5.40版